

令和5年5月9日から
令和5年5月9日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和5年標茶町議会第3回臨時会会議録目次

第 1 号（5月9日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
仮議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
選挙第 1 号 議長選挙について	3
選挙第 2 号 副議長選挙について	5
議席の指定	7
選任第 1 号 常任委員会委員の選任について	7
選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について	8
諸般報告	9
選挙第 3 号 川上郡衛生処理組合議会議員の選挙について	9
選挙第 4 号 釧路北部消防事務組合議会議員の選挙について	10
選挙第 5 号 釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について	11
行政報告及び諸般報告	12
報告第 2 号 専決処分した事件の承認について	12
報告第 3 号 専決処分した事件の承認について	17
報告第 4 号 専決処分した事件の承認について	19
議案第32号 令和5年度標茶町一般会計補正予算	22
日程の追加	24
議案第33号 監査委員の選任について	24
日程の追加	25
閉会中の継続調査の申出について（議会運営委員会）	25
閉議の宣告	26
閉会の宣告	26

令和5年第3回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和5年5月9日（火曜日） 午前10時07分開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期決定
- 第 4 選挙第1号 議長選挙について
- 第 5 選挙第2号 副議長選挙について
- 第 6 議席の指定
- 第 7 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 第 8 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 第 9 選挙第3号 川上郡衛生処理組合議会議員の選挙について
- 第10 選挙第4号 釧路北部消防事務組合議会議員の選挙について
- 第11 選挙第5号 釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について
- 第12 行政報告及び諸般報告
- 第13 報告第2号 専決処分した事件の承認について
- 第14 報告第3号 専決処分した事件の承認について
- 第15 報告第4号 専決処分した事件の承認について
- 第16 議案第32号 令和5年度標茶町一般会計補正予算
- 追 加 議案第33号 監査委員の選任について
- 追 加 閉会中継続調査の申し出について

○出席議員（12名）

1 番 深 見 迪 君	2 番 櫻 井 一 隆 君
3 番 本 多 耕 平 君	4 番 鈴 木 裕 美 君
5 番 鴻 池 智 子 君	6 番 齊 藤 昇 一 君
7 番 黒 沼 俊 幸 君	8 番 長 尾 式 宮 君
9 番 松 下 哲 也 君	10 番 渡 邊 定 之 君
11 番 類 瀬 光 信 君	12 番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

な し

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 ・ 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企 画 財 政 課 長	長 野 大 介 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
農 林 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	村 山 尚 君
住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	富 樫 慎 也 君
社 会 教 育 課 長 兼 中 央 公 民 館 長	服 部 重 典 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	平 間 佳 奈 江 君

(臨時議長 黒沼俊幸君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 臨時議長（黒沼俊幸君） ただいまから令和5年標茶町議会第3回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員12名、欠席なしであります。

(午前10時07分)

◎開議の宣告

- 臨時議長（黒沼俊幸君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

- 臨時議長（黒沼俊幸君） 日程第1。仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

- 臨時議長（黒沼俊幸君） 日程第2。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
長尾君、 齊藤君、 類瀬君
を指名いたします。

◎会期決定

- 臨時議長（黒沼俊幸君） 日程第3。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 臨時議長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎選挙第1号

- 臨時議長（黒沼俊幸君） 日程第4。これより選挙第1号、議長選挙を行います。
選挙は、会議規則運用細則第33項の規定により、投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。
○臨時議長（黒沼俊幸君） ただいまの出席議員数は12名です。
次に、立会人を指名いたします。

立会人は会議規則第30条第2項の規定により、長尾君、渡邊君を指名いたします。
投票用紙を配付いたします。

(職員、投票用紙を配付)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 配付漏れは、ないものと認めます。
投票箱を点検いたします。

(議会事務局長、投票箱を点検)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 異常ないものと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の枠内に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ、順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(議会事務局長、議席番号、氏名を点呼。投票を行う。)

○議会事務局長（中島吾朗君） 1番・長尾議員、2番・齊藤議員、3番・類瀬議員、
4番・鴻池議員、5番・松下議員、6番・渡邊議員、7番・鈴木議員、8番・菊地議員、
9番・櫻井議員、10番・本多議員、11番・深見議員、12番・黒沼議員は議長席で行います。

○臨時議長（黒沼俊幸君） 投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 投票もれはないものと認めます。

投票は終了いたしました。

これより開票を行います。

長尾君、渡邊君の立会を願います。

(議会事務局長及び立会人と開票)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票数12票、無効票なしであります。

有効投票のうち、菊地君6票、本多君4票、深見君2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、菊地君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

○臨時議長（黒沼俊幸君） ただいま議長に当選されました菊地君が議場におりますので、
会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

休憩いたします。

休憩 午前 10 時 20 分

(休憩中に、菊地誠道君議長就任挨拶)

再開 午前 10 時 23 分

○臨時議長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって、臨時議長の職務は終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

休憩いたします。

休憩 午前 10 時 23 分

再開 午前 10 時 46 分

(議長 菊地誠道君、議長席に着く。)

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選挙第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。これより選挙第2号、副議長選挙を行います。

選挙は、会議規則運用細則第33項の規定により、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

○議長（菊地誠道君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第30条第2項の規定により、長尾君、渡邊君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(職員、投票用紙を配付)

○議長（菊地誠道君） 投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 配付もれはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

(議会事務局長、投票箱を点検)

○議長（菊地誠道君） 異常ないものと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の枠内に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票願います。
点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を読上げますので、順番に投票願います。

(議会事務局長、議席番号、氏名を点呼。投票を行う。)

○議会事務局長(中島吾朗君) 1番・長尾議員、2番・齊藤議員、3番・類瀬議員、
4番・鴻池議員、5番・松下議員、6番・渡邊議員、7番・鈴木議員、9番・櫻井議員、
10番・本多議員、11番・深見議員、12番・黒沼議員、菊地議長は議長席で行います。

○議長(菊地誠道君) 投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 投票もれはないものと認めます。

投票は終了いたしました。

これより開票を行います。

長尾君、渡邊君の立会を願います。

(議会事務局長及び立会人と開票)

○議会事務局長(中島吾朗君) 開票を行います。

○議長(菊地誠道君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。

有効投票数12票、無効票なしであります。

有効投票のうち、長尾君6票、類瀬君6票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であり、類瀬君と長尾君の得票数はいずれもこれを超えて
おります。

両君の得票数は同数であります。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用
して、くじで当選人を決定することになっております。

類瀬君及び長尾君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。

1回目はくじを引く順番を決めるためのものであります。

2回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものであります。

くじで抽選を行います。

齊藤君及び鈴木君、くじの立ち合いをお願いいたします。

○議会事務局長(中島吾朗君) まず1回目、くじを引く順番を決めてもらうくじなので
すが、このくじを引くのは仮議席の若い順からでありますので、長尾議員から引いていた
だくことになります。

(長尾議員、くじを引く)

(類瀬議員、くじを引く)

○議会事務局長(中島吾朗君) くじを引く順番、1番が長尾議員なので、長尾議員からくじを引いていただきます。

(長尾議員、くじを引く)

(類瀬議員、くじを引く)

○議長(菊地誠道君) ただいまのくじの結果を報告いたします。

くじの結果、類瀬君が当選人と決定をいたしました。

よって、類瀬君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

○議長(菊地誠道君) ただいま副議長に当選されました類瀬君が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時05分

(休憩中に、類瀬君副議長就任挨拶)

再開 午前11時43分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議席の指定

○議長(菊地誠道君) 日程第6。議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

1番・深見君、2番・櫻井君、3番・本多君、4番・鈴木君、5番・鴻池君、6番・齊藤君、7番・黒沼君、8番・長尾君、9番・松下君、10番・渡邊君、11番・類瀬君、12番・菊地であります。

ただいま申し上げたとおり議席を指定いたしましたので、それぞれ指定された議席にお着きください。

休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時44分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選任第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。選任第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、総務経済委員会委員に本多君、齊藤君、黒沼君、長尾君、松下君、菊地であります。

次に厚生文教委員会委員。深見君、櫻井君、鈴木君、鴻池君、渡邊君、類瀬君。

広報委員会委員。深見君、櫻井君、鈴木君、鴻池君、渡邊君、類瀬君。

以上を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時58分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選任第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。選任第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番・深見君、2番・櫻井君、3番・本多君、4番・鈴木君、5番・鴻池君、8番・長尾君、11番・類瀬君、以上のとおり指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時14分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（菊地誠道君） この際、議長から諸般の報告を行います。

休憩中に各常任委員会及び議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

総務経済委員会委員長には長尾君、副委員長には齊藤君。

厚生文教委員会委員長には櫻井君、副委員長には渡邊君。

広報委員会委員長には深見君、副委員長には鴻池君。

議会運営委員会委員長には本多君、副委員長には鴻池君。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般報告を終わります。

◎選挙第3号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。選挙第3号、川上郡衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

本件については、川上郡衛生処理組規約第5条第2項の規定により、組合議会議員5名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

川上郡衛生処理組合議会議員に1番・深見君、2番・櫻井君、5番・鴻池君、7番・黒沼君、10番・渡邊君。

以上5名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました5名の諸君を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました1番・深見君、2番・櫻井君、5番・鴻池君、7番・黒沼君、10番・渡邊君が川上郡衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま川上郡衛生処理組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、選挙第3号を終了いたします。

◎選挙第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第10。選挙第4号、釧路北部消防事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、釧路北部消防事務組合議会規約第5条第2項の規定により、組合議会議員3名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

釧路北部消防事務組合議会議員については、4番・鈴木君、6番・齊藤君、8番・長尾君。

以上3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました3名の諸君を当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4番・鈴木君、6番・齊藤君、8番・長尾君が釧路北部消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま釧路北部消防事務組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、選挙第4号を終了いたします。

◎選挙第5号

○議長（菊地誠道君） 日程第11。選挙第5号、釧路公立大学事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、釧路公立大学事務組合規約第5条第2号及び第6条第1項の規定により、組合議会議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

釧路公立大学事務組合議会議員については、9番・松下君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました9番・松下君を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、釧路公立大学事務組合議会議員に9番・松下君が当選されました。

ただいま釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました9番・松下君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、選挙第5号を終了いたします。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（菊地誠道君） 日程第12。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせて行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤・彦君）（登壇） 第3回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに招集理由についてでございますが、去る4月23日執行の標茶町議会議員選挙において、新たな町議会議員が決定したことに伴い、議会構成の諸手続きが必要であることと併せて、先に専決処分をいたしました「標茶町税条例の一部改正」、「標茶町国民健康保険税条例の一部改正」及び自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて、ご報告申し上げ、その承認をいただきたくとともに、国において決定された子育て世帯生活支援特別給付金の経費を盛り込んだ一般会計補正予算について、ご審議とその議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて、行政報告をいたします。第2回臨時会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の点について補足いたします。路線バスの事故についてご報告いたします。令和5年4月20日午前6時50分頃、国道274号線を上オソベツに向かって走行中、中オソベツ交差点の手前約1.4kmの地点で、運転手の前方不注意により、道路左側のデリネーター、視線誘導標に衝突したものです。始発停留所に向けての回送運行中でしたので乗客は乗っておらず、運転手にも怪我はありませんでした。路線バスの委託会社であります標茶輸送協同組合には、交通安全の励行を常日頃から指示しているところであり、再発防止を徹底するよう確認しているところです。路線バスの安全運行について、より一層努力して参る所存でありますので、ご理解を願いたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 次に議長からの諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第13。報告第2号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君）（登壇） 報告第2号の内容についてご説明いたします。

この度の町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法等の一

部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、令和5年度分課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同日付けで専決処分したものです。

改正内容につきましては、地方税統一QRコードに対応した納付書の様式の追加、町民税における特例措置の適用期限の延長、軽自動車税種別割のグリーン化特例の適用期限の延長などであります。

報告第2号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料13ページ、報告第2号資料②をお開きください。

報告第2号資料②

区分、町民税、改正項目「1. 給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等」で、関係条項は、条例第45条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、特別徴収された月割額を納入する際に使用する納入書の様式について、電子納付の拡大を目的とした地方税統一QRコードに対応した様式が追加されたことにより規定を整備するもので、「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改めるものです。

施行につきましては、令和5年4月1日とするものです。

区分、町民税、改正項目「2. 法人の町民税の申告納付」で、関係条項は、条例第47条第1項及び第5項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、法人が法人町民税を申告納付する際に使用する納付書について様式が追加されたことにより規定を整備するもので、第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加えるものです。

施行につきましては、改正項目1と同じです。

区分、町民税、改正項目「3. 法人の町民税に係る不足税額の納付の手続」で関係条項は、条例第49条第1項及び第2項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、法人が法人町民税の不足税額を納付する際に使用する納付

書について様式が追加されたことにより規定を整備するもので、第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、第2項中「においては」を「には」に改める、とするものです。

施行につきましては、改正項目2と同じです。

区分、たばこ税、改正項目「4. たばこ税の申告納付の手続」で関係条項は、条例第97条第1項及び第5項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、納税義務者である卸売販売業者等が、たばこ税を申告納付する際に使用する納付書について様式が追加されたことにより規定を整備するもので、第1項及び第5項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える、とするものです。

施行につきましては、改正項目3と同じです。

区分、たばこ税、改正項目「5. たばこ税に係る不足税額等の納付手続」で、関係条項は、条例第100条第1項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の理由により、納税義務者である卸売販売業者等が、たばこ税の不足税額を納付する際に使用する納付書について様式が追加されたことにより規定を整備するもので、第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える、とするものです。

施行につきましては、改正項目4と同じです。

区分、町民税、改正項目「6. 肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」で、関係条項は、条例附則第8条第1項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長し、令和9年度までとするもので、第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める、とするものです。

施行につきましては、改正項目5と同じです。

区分、固定資産税、改正項目「7. 読替規定」で、関係条項は、条例附則第10条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、経過措置の終了に伴い規定を整備するもので、「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める、とするものです。

施行につきましては、令和5年4月1日。

適用は、この条例による改正後の町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間内に（地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等が取得をした同条に規定する特例対象資産（中小事業者

等が、同条に規定するリース取引に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

区分、固定資産税、改正項目「8. 法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」で、関係条項は、条例附則第10条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、関係法令改正に伴い、項の移動等をするもの。

第3項から第9項までにつきましては、附則第15条第26項を附則第15条第25項に改め、第10項につきましては、「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、第12項を削る、とするものです。

施行及び適用につきましては、改正項目7と同じです。

区分、固定資産税、改正項目「9. 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」で、関係条項は、条例附則第10条の3第12項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、関係法令改正に伴い、項の移動をするもので、第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める、とするものです。

施行につきましては、令和5年4月1日。

適用は、この条例による改正後の町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による、とするものです。

区分、軽自動車税、改正項目「10. 軽自動車税の環境性能割の非課税」で、関係条項は、条例附則第15条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、臨時的軽減措置である軽自動車税の取得に関する環境性能割の非課税規定を削除するもので、第15条の2を削る、とするものです。

施行につきましては、令和5年4月1日。

適用は、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第15条の2及び第15条の7第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による、とするものです。

区分、軽自動車税、改正項目「11. 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例」で、関係条項は、条例附則第15条の2の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目10により、附則第15条の2が削除されたことにより規定を整備するもので、第15条の2の2を第15条の2とする。とするものです。

施行につきましては、令和5年4月1日。

区分、軽自動車税、改正項目「12. 軽自動車税の環境性能割の税率の特例」で、関係条項は、条例附則第15条の7第3項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目10で附則第15条の2が削除されたことにより規定を整備するもので、第15条の7

第3項を削る、とするものです。

施行及び適用につきましては、改正項目10と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「13. 軽自動車税の種別割の税率の特例」で、関係条項は、条例附則第16条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、特例の適用期限を75%軽減及び50%軽減は3年間、25%軽減は2年間延長するもので、第1項中「第8項」を「第4項」に改め、第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、第3項から第6項までを削り、第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

施行につきましては、令和5年4月1日。

適用は、新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による、とするものです。

区分、軽自動車税、改正項目「14. 軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例」で、関係条項は、条例附則第16条の2第1項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目13に伴い規定を整備するもので、第1項中「第8項」を「第4項」に改める、とするものです。

施行及び適用につきましては、改正項目13と同じです。

区分、町民税、改正項目「15. 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の

長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」で、関係条項は、条例附則第17条の3第1項及び第2項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、優良住宅地の造成のために所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合の特例の適用期限を3年間延長するもので、第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める、とするものです。

施行につきましては、令和5年4月1日。

附則につきましては、ただいまの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第2号の内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第2号は承認されました。

◎報告第3号

○議長（菊地誠道君） 日程第14。報告第3号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君）（登壇） 報告第3号の内容についてご説明いたします。

この度の国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、令和5年度分課税の事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同日付で専決処分したものでございます。

改正内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額の102万円から104万円への改

正、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額の改正等でございます。

なお、本件につきましては、4月19日に行った第4回標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会において承認をいただいておりますことを申し添えます。

報告第3号専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次のページをご覧ください。

専決処分書（写）

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次のページをご覧ください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料28ページ、報告第3号資料②をお開きください。

報告第3号資料②

「改正項目1、課税額」で、条項は条例第2条第3項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で課税限度額を引き上げるものです。

第3項ただし書き中、後期高齢者支援金等課税額について20万円を22万円に引き上げるものです。

施行は令和5年4月1日。適用は令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による、とするものです。

以下の改正項目につきましては、施行日及び適用は同じとなりますので、説明を省略させていただきます。

「改正項目2、国民健康保険税の減額」で、条項は条例第23条第1項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様、後期高齢者支援金等課税額の減額後の限度額を20万円から22万円に引き上げ、軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の算定方法の変更については、同項第2号の5割軽減の対象となる軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を28万5千円から29万円に引き上げ、同項第3号の2割軽減の対象となる軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を52万円から53万5千円に引き上げるものです。

「改正項目3、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例」で、条項は条例第23条の2、改正内容は、対応する条項の改正による規定整理で、この後説明いたし

ます第24条の2第2項の改正に伴い規定を整備するもので「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改めるものです。

「改正項目4、特例対象被保険者等に係る申告」で、条項は条例第24条の2第2項、改正内容は、対応する関係法令に合わせた規定整理で、特例対象被保険者等に係る申告書の提出に当たり提示する書類について規定を整備するもので「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改めるものです。

「改正項目5、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例」で、条項は条例附則第2項、改正内容は、対応する関係法令に合わせた規定整理で、法の規定に合わせて条例の規定内容を整備するもので、「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改めるものです。

次の「改正項目6、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」から「改正項目13、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」までの改正内容につきましては、対応する関係法令に合わせた規定整理で、法の規定に合わせて条例の規定内容を整備するもので、いずれも「第23条第1項の」を「第23条の」に改めるものです。

以上で、報告第3号の内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第3号は承認されました。

◎報告第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第15。報告第4号を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君）（登壇） 報告第4号の内容についてご説明いたします。

本件は、令和4年12月21日に発生した自動車事故でございます。

公務のため運転中、国道横に設置されております大型視線誘導標に衝突し、損傷させたものであります。

損傷させた大型視線誘導標につきまして、令和5年1月19日付けで道路管理者であります北海道開発局長から、道路法第22条第1項の規定に基づく工事施工命令があり、4月7日に専決処分をした上で町による復旧工事の契約を行い、4月25日に工事が完了し、4月26日に北海道開発局に工事完了の確認をいただきました。

なお安全運転についてより一層の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書11ページをご覧ください。

報告第4号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次ページに移ります。

専決処分書（写）

令和4年12月21日発生の自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

1 損害賠償額 693,000円

2 相手方 札幌市北区北8条西2丁目

北海道開発局局長 石塚宗司

専決処分日は令和5年4月7日です。

次に、議案説明資料により補足説明をいたします。

議案説明資料32ページをご覧ください。

令和4年12月21日午後2時30分頃、標茶から磯分内に向かい公用車を運転中、対向車線をはみ出して路外に転落し、進行方向右側の固定式視線誘導標に衝突したものであります。

過失割合については、町100パーセント、相手方0パーセントということになります。

以上で、報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 相手方がわかりましたが、公用車の損害といいますかね、損傷についてはどのようなになっていましたか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

公用車につきましては、全損ということで、全額保険会社にてその額を保証されるという取扱いになっております。

（「金額」との声あり）

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） 失礼いたしました。

共済の金額については、85万円となっております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） この事故というのは、これは滑ったとか、そういう原因の事故なのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

事故の原因ということでご質問いただいたかと思います。事故原因につきましては、走行中に意識を失ったことが事故原因です。本人が意識がなくなったということで申し述べております。

それで後日病院にかかりましたところ、前の週から食中毒でカンピロバクター食中毒により体調を崩していたこともあり、それが発端となり、自律神経の異常による意識の喪失があった可能性があると言われていると医師から言われております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 2点伺います。

搭乗者のけがの有無と車にドライブレコーダーがついてたのかどうか。あと、ドライブレコーダーの中身を確認しているかどうか、お願いします。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

まず、乗っていたのは運転手一人でございます、こちらについてはけがはありませんでした。それからドライブレコーダーにつきましては、これ公用車でございまして、まだドライブレコーダーのついていない車両でございました。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） これはですね、80何万の損害賠償をされたのですけれども、公用車は廃棄したということですね。今、廃棄した車両の代わりに何か入っているのですか。代替車両というか、そういったものはどうなっていますか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

当該車両廃車になりまして、その車両がなくなったことに対することではなくて、毎年町の適正配置計画に基づきまして、車両購入するということになっておりまして、それに基づきまして今年も公用車の購入ということで予定はしておりますけれども、その車両に対してということではなく、全体としてということで買っております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

◎議案第32号

○議長（菊地誠道君） 日程第16。議案第32号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君）（登壇） 議案第32号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和5年度一般会計補正予算第2号であります。

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国において、「児童扶養手当受給者等のひとり親世帯やその他の住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給する」ことが決定されたため、本事業に要する経費などとして、歳入歳出

それぞれ539万2,000円を追加し、総額を116億3,417万円としたいというものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

補正予算書、1ページをお開きください。

令和5年度標茶町一般会計補正予算（第2号）

令和5年度標茶町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ539万2,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億3,417万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

以上で、議案第32号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

初めに、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

議案第32号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第32号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時 5分

再開 午後 3時12分

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、町長から急施事件として、議案第33号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議案第33号

○議長（菊地誠道君） 議案第33号を議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので
9番・松下君の退席を求めます。

（9番・松下君、退席する。）

○議長（菊地誠道君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤・彦君）（登壇） 議案第33号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、議会議員から選出する監査委員の選任についてであります。

経歴につきましては割愛させていただきますが、住所は川上郡標茶町開運6丁目23番地、
氏名は松下哲也さん。生年月日は昭和29年3月24日であります。

松下さんの人格は高潔にて、豊かな経験に基づく高い識見をもって、適正な行政な事務
の執行にお力添えをいただきたく、皆さまにご同意のお願いを申し上げます。

以上で、議案第33号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決をいたします。

採決は起立により行います。

本案について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立少数であります。

よって、議案第33号は原案同意しないことに決しました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

(9番・松下君着席する)

再開 午後 3時17分

◎日程の追加

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

先ほど設置されました議会運営委員会委員長から閉会中継続調査の申し出がありました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(菊地誠道君) 議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査としてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和５年標茶町議会第３回臨時会を閉会いたします。

（ 午後 ３時１７分閉会 ）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

臨 時 議 長 黒 沼 俊 幸

署名議員 8 番 長 尾 式 宮

署名議員 6 番 齊 藤 昇 一

署名議員 1 1 番 類 瀬 光 信